平成20年3月18日(火曜日)	琦	辛校	第1962号
告 示  (	(障害者社会参加推進室) ○埼玉県漁業調整規則の一部を改正する規則 (生産振興課) 正する規則 (生産振興課) 副 令 一部を改正する訓令	する規則 ○障害者の利用に係る公の施設の 使用料及び利用料金の減免に関 使用料及び利用料金の減免に関	
□ ○戸田都市計画下水道事業の事業   ○原田都市計画下水道事業の事業   ○規谷都市計画下水道事業の事業   ○規谷都市計画下水道事業の事業   ○児玉都市計画下水道事業の事業   ○児玉都市計画下水道事業の事業   ○児玉都市計画下水道事業の事業   ○児田都市計画下水道事業の事業   ○児田都市計画下水道事業の事業   ○児田都市計画下水道事業の事業   ○児田都市計画下水道事業の事業   ○戸田都市計画下水道事業の事業   ○戸田都市計画下水道事業   ○戸田都市計画下水道事産   ○戸田都市計画下水道事産   ○戸田都市計画下水道事産   ○戸田都市計画下水道事産   ○戸田都市計画下水道事産   ○戸田都市計画下水道東西田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		○建設業法第二十八条第三項に基今意見の公示 (商業支援課) (	少人 埼玉県発行
九九八八八	七七七六	五. 四	
○宅地建物取引業法に基づく聴聞 ○宅地建物取引業法に基づく聴聞 ○埼玉県立総合教育センター江南支所生徒共同実習送迎用バスの賃貸借に関する入札公告 (総合教育センター江南支所) ○県道練馬所沢線の供用の開始 (朝 霞 県 土) ○県道神馬所沢線の供用の開始 (朝 霞 県 土)		(荒川右岸下水道事務所) ○荒川右岸流域下水道ばいじん (セメント原料化)処分業務そ の3の落札者に関する公示 の3の落札者に関する公示	○荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん(セメント原料化)処分業務に関する随意契約の相手方決定の公示(荒川左岸南部で水道事務所)
	<u> </u>	<u> </u>	<u></u>
	○ ○ ○ ○ ○ ○ 日 開 発 三 □ □ ○ ○ ○ ○ 日 開 発 元 □ □ ○ ○ ○ 日 日 元 ○ □ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □	○ 開発行 無道越 ○ 開発行	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	○ 開発行為に関する工事の完了公 生 正 説 正 説 (高校教育指導課)	○一般国道百四十号の区域の変更○一般国道百四十号の区域の変更 (行 田 県 土) 告 (行 田 県 土) 一県道越谷鳩ヶ谷線の区域の変更	○県道川越坂戸毛呂山線の供用の 開始 (飯 能 県 土) 開発行為に関する工事の完了公 告。(

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則 規 則

0) 部を改正する規則をここに公布する 平成二十年三月十八日

埼玉県規則第七号

埼玉県知事 上 田 清 司

規則の一部を改正する規則 障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行

(昭和五十八年埼玉県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。 障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則

料の」を「使用料等の」に改め、 「又は利用料金」を加える。 別表第九号中「使用料」の下に 「又は利用料金」を加え、 「体験施設使用料」及び「駐車場使用料」の下に 同表第十七号中 「使用

則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十年三月十八日

埼 玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第八号

埼玉県漁業調整規則の一部を改正する規則

改正する 埼玉県漁業調整規則 (昭和四十五年埼玉県規則第二十二号) の一部を次のように

項の表中「岩槻市末田」を「さいたま市岩槻区大字末田」に改め、同条第三項の表中「佐 八」を「別所字久保平」に、「大里郡花園町大字永田」を「深谷市永田」に改め、同条第二 波郡境町」を「伊勢崎市」に改める 第二十七条第一項の表中「秩父郡大滝村大字大滝」を「秩父市大滝」に、「大字別所久保

附 則

埼玉県訓令第一号

この規則は、

公布の日から施行する。

訓

庁

域 機 関

地

埼玉県渇水対策本部

埼玉県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月十八日

埼玉県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県知事

上

田

清

司

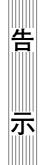
のように改正する。 埼玉県渇水対策本部設置規程 (昭和五十一年埼玉県訓令第二十七号) 0) 一部を次

策部長」を「企画財政部長」に改める。 第三条第二項中「総合政策部」を「企画財政部」に改め、 同条第三項中

別表中「総務部長」を「県民生活部長」に改める。 第六条中 「総合政策部土地水政策課」を「企画財政部土地水政策課」に改める。

則

この訓令は、 平成二十年四月一日から施行する。



### 埼玉県告示第三百七十号

ら、次のとおり申請書が提出されたの 非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 特定非営利活動促進法 なお、当該申請に係る定款、役員名簿、 同条第二項の規定により公告する。 (平成十年法律

書を申請のあった日から二月間、 造センターにおいて備え置く方法並びに び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 NPO情報ステーション(http://www 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 インターネットを利用する方法(埼玉県 NPO活動推進課及び埼玉県北部地域創 総務部

申請のあった年月日

平成二十年三月十一日

saitamaken-npo.net/))により縦覧に供す 平成二十年三月十八日 埼玉県知事 田 清

称 申請に係る特定非営利活動法人の名 特定非営利活動法人ゆりかご

三

代表者の氏名

司 Ŧi. 兀 寄与することを目的とする。 持って暮らせる、豊かな社会づくりに るよう支援するとともに、生きがいを 社会参加し、充実した地域生活を送れ 化・創作活動、 定款に記載された目的 主たる事務所の所在地 この法人は、 埼玉県熊谷市大塚二百五十三番地 障がいのある人が、 作業を通じて積極的に

### 埼玉県告示第三百七十一号

平成二十年三月十八日

次の軽油引取税免税証は、 亡失したので、亡失の日から無効とする。

埼玉県知事 上 田 清 司

熊谷県税事務所	免税証を交付した事務所	有限会社 横瀬口横瀬町大字横瀬口	免税証に記載さ		 らり ルッ	免税証の種類
	に事務所	有限会社 横瀬石油横瀬町大字横瀬二千二百七十番地	免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称	0 9 H 0 2 7 9 1	0 9 C 0 2 7 2 5	び 番 号 税証の記号及
—— 平 成	 亡 失		及び氏気	<del></del>	<del></del>	枚数
平成二十年二月九日	亡失年月日		名又は名称	ŝ	広	用途
九日				平成二十年一月三十一日	平 成 十	有
				年一月三	平成十九年八月一	効期
				干 一 日	<u>力</u> 日	間

### 埼玉県告示第三百七十二号

加津子

当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。 六年埼玉県規則第三十七号)第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方 法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり 知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (平成十

平成二十年三月十八日

文

埼玉県知事 上  $\mathbf{H}$ 清 司

があったときに限る。)第三十三条第三項(届出に係る事項について変更	法律第四十三号) 法律第四十三号)
款の記載事項の変更に係るものに限る。)四年建設省令第十四号)第四条第一項第五号の定を記載した書面又は建設業法施行規則(昭和二十	法律第百号)
第十一条第三項(第六条第一項第三号の使用人数	建設業法(昭和二十四年
第二十四条	律第百六十七号)
第八条、第十条第二項	四号) (昭和二十八年法律第十麻薬及び向精神薬取締法
者に販売し、又は授与する場合に係るものに限る。)器具をもって製造し、当該薬局において直接消費薬局開設者が医薬品を当該薬局における設備及び十九条第一項及び第二項(変更に係る部分に限り、	
第四十条において準用する場合を含む。)及び第第十条(変更に係る部分に限り、第三十八条及び	律第百四十五号) 薬事法(昭和三十五年法
条	名称

### 埼玉県告示第三百七十三号

のとおり縦覧に供する。 定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 意見の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ東鷲宮

同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要 鷲宮町桜田二丁目六番地 一他

口

交通安全や周辺生活環境保持について 設置する等の交通安全対策を講じるとともに、 通学路に接するため、店舗出入口付近に、停止及び左折を促す路面標示を 表示板等の設置により、 歩行

者・自転車の交通事故防止に努めて下さい。

安全確保もお願いします。 の資材搬入等の車両の出入りは避けて下さい。また、 ・隣接する道路が、 小・中学校の通学路に指定されているため、 登下校時の児童生徒の 登校時間帯

搬入車両は通学時間を避けて下さい。都合上搬入される場合には、 退店者の車両が東鷲宮小学校の通りに進入しないよう案内をして下さい。 、運転者

に対し児童生徒に気をつける様ご指導願います。

東側出口の歩道が通学路となっているため、見通しを良くして下さい。

します。 近隣周辺にごみ等を飛散しないよう徹底し、 店舗周辺の清掃活動をお願い

縦覧期間

平成二十年三月十八日から平成二十年四月十八日まで

埼玉県産業労働部商業支援課

縦覧場所

埼玉県東部産業労働センター

埼玉県告示第三百七十四号

定による意見の概要について、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規 同条第三項の規定により公告し、 及び当該意見を次

のとおり縦覧に供する。 平成二十年三月十八日

意見の概要

埼玉県知事

上  $\coprod$ 

清 司

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

さいたまコープ

コープ草加八幡店

草加市八幡町六百三十番地五

同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

口

・バス停留所の位置に関して、 いします。 東武バスセントラル株式会社との調整をお願

式ポールへ変更ください。 ・二階へ上がるスロープのセンターライン上へ設置予定の視線誘導票を可動

策を講じてください 車の出入口をこちらへ移動させることで、 ・西側の隣地境界側の帯状植栽帯を歩行可能な芝帯へ変更し、 自動車の動線と交錯しないよう対 歩行者・自転

・アイドリングストップを遵守してください。

騒音等の苦情が生じた際は、 迅速、誠実な対応をお願いします。

荷さばき車両の配車システムには十分注意し、公道上での待機がないよう

お願いします。

業団体へ加入いただき、地域の商業活動に協力いただきますようお願いしま 草加商工会議所、草加市商店連合事業協同組合、 八幡町商店会等の地域商

設の出店及び営業に伴う居住環境の保全に関する条例の適用となり 店舗の開設日が平成二十年七月一日以降となる場合は、草加市特定商業施 の六か月前までの条例に基づく届出等が必要となります。 出店 (開

縦覧期間

平成二十年三月十八日から平成二 一十年四月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

埼玉県告示第三百七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規

のとおり縦覧に供する。 定による意見の概要について、 同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清

司

意見の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)IKEA新三郷

同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要 三郷市彦成字上深田千三百八の二十、千八百六十七の十

駐車場対策について

口

車との事故がないようにしてください ・新規オープン時の駐車対策を万全に行ってください。 (特に歩行者、 自転

騒音の発生に係る対策について

者をお知らせ願います。 の場合、対応責任部署と担当者が確実に対応するとともに、選任された担当 環境マネージメントによる早朝の納入作業音をはじめ種々の騒音等、 苦情

ます。 騒音、 埼玉県生活環境保全条例(アイドリングストップの実施)、三郷市公害防 振動規制法等による特定施設に該当する場合は、届出が必要になり

止条例を遵守するとともに、周辺への生活環境にご配慮願います。 ・アイドリングストップについては、 看板設置の協議を要します。

廃棄物処理に係る対策について

関する担当者を選任し、お知らせ願います。 廃棄物の適正処理発生抑制について協議が必要です。 また、廃棄物処理に

都市計画に係る対策について

事前協議、 都市計画法四十三条の許可どおり施工してください

青少年の保護・育成に係る対策について

施設周辺にある学校(彦成中学校、 桜小学校) の登下校時における安全確

保について、ご配慮願います 施設内及びその周辺において、青少年の健全育成や防犯、安全面について、

地域商業振興に係る対策について 十分なご配慮願います。

・市民や商店主、 関係機関からの意見・要望等については、窓口及び責任者

その他

化に積極的に貢献していただきたい。

用の拡大などを通じて、地元商業者との連携・協力を図りながら、 ・商工会や商店会など商工団体への加入や市内事業者との取引促進、

地域活性 地元雇

てください。 を配置し、誠意を持って迅速に対応することにより、 信頼関係の確保に努め

たコミュニティー意識の醸成に努めていただきたい。 ・イベントや地元まちづくりへの参加・協力などにより、 地域と一体となっ

縦覧期間

平成二十年三月十八日から平成二 一十年四月十八日まで

縦覧場所

三

埼玉県東部産業労働センター 埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第三百七十六号

り、 第百六十六号)第五条第一項の規定によ とおり受けることを命ずる。 同項に規定する監視伝染病の検査を次の 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律 家畜又はその死体の所有者に対し、

平成二十年三月十八日

染性貧血、 病及び伝達性海綿状脳症、 実施の目的 豚のオーエスキー病の発生の予防 牛のブルセラ病、 埼玉県知事 みつばちの腐蛆病並びに 結核病、  $\coprod$ 馬の馬伝 清 ヨーネ 司

イ

口

牛のブルータング、アカバネ病

症、

イバラキ病及び牛流行熱の発生

チュウザン病、アイノウイルス感染

鶏の高病原性鳥インフルエンザの

発生の監視

県内全域 実施する区域

0) 種類及び範囲 実施の対象となる家畜又はその死体

イ のイに係る検査

(1)ブルセラ病、 結核病及びヨーネ

病

めたもの 掲げる牛で、その所在地を管轄す る家畜保健衛生所の長が必要と認 実施区域内で飼育している次に

目的で飼育している雌牛 搾乳の用に供し、又は供する

兀

イ

る目的で飼育している雄牛 種付けの用に供し、又は供す

 $(\underline{\phantom{a}})$ 

(2)  $(\Xi)$ 飼育している牛 ()又は()の牛と同 一施設内で

伝達性海綿状脳症

口

一の口に係る検査

条第 管轄する家畜保健衛生所の長が必 となる牛の死体で、その所在地を (平成十四年法律第七十号) 第六 牛海綿状脳症対策特別措置法 一項の規定による届出の対象

(4)(3) 健衛生所の長が必要と認めたもの で、その所在地を管轄する家畜保 腐蛆病 馬伝染性貧血 実施区域内で飼育している馬

要と認めたもの

ばち 実施区域内で飼育しているみつ

(5) オーエスキー病

実施区域内で飼育している豚

健衛生所の長が必要と認めたもの で、その所在地を管轄する家畜保

一の口に係る検査

所の長が必要と認めたもの その所在地を管轄する家畜保健衛生 実施区域内で飼育している牛で、

一のハに係る検査

その所在地を管轄する家畜保健衛生 所の長が必要と認めたもの 実施区域内で飼育している鶏で

実施の期日 のイに係る検査

> 当該家畜の所在地を管轄する家畜保 年三月三十一日までの間において 平成二十年四月一日から平成二十

健衛生所の長の定める日

所在地を管轄する家畜保健衛生所の 月中旬までの間において当該家畜の 平成二十年六月下旬から同年十

長の定める日 一のハに係る検査

当該家畜の所在地を管轄する家畜保 健衛生所の長の定める日 一年三月三十一日までの間において 平成二十年四月一日から平成二十

<u>Ŧ</u>i. 検査の方法

1 ブルセラ病 凝集反応検査

(2) 補体結合反応検査

(3) その他の検査

(1) ツベルクリン検査

(2)

その他の検査

ヨーネ病 エライザ法による検査

(2) (1) (3) その他の検査 ヨーニン検査

伝達性海綿状脳症 エライザ法による検査

その他の検査

馬伝染性貧血

(2) 寒天ゲル内沈降反応検査 その他の検査

(2)

(2) ラテックス凝集反応検査 エライザ法による検査

(3) ブルータング

(2) その他の検査

アカバネ病、チュウザン病、 アイ

IJ

肉眼的検査

オーエスキー病 その他の検査

その他の検査

寒天ゲル内沈降反応検査

ノウイルス感染症、イバラキ病及び

中和試験検査

(2)

その他の検査

ヌ 高病原性鳥インフルエンザ (2) (1) ウイルス分離検査

血清抗体検査

(3) その他の検査

その他

六

健衛生所の長の指示による。 はその死体の所在地を管轄する家畜保 実施の細部については、当該家畜又

埼玉県告示第三百七十七号

規定による処分をしたので、次のとおり公告する。 建設業法(昭和二十四年法律第百号。 以下「法」という。)第二十八条第三項の

平成二十年三月十八日

埼玉県知事

上

 $\mathbb{H}$ 清 司

処分をした年月日

平成二十年三月十七日

処分を受けた者の商号、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番

号

イ 商号

有限会社住ま居る

口 主たる営業所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市大字町屋百七十六番地五 <u>-</u> F

田島 代表者の氏名 明男

許可番号

三 処分の内容 埼玉県知事許可 (般—— 四 第五三五二六号

平成二十年三月十八日

兀

平成二十年四月一日から同月七日までの七日間 法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止 (建設業の営業の全部について | 四

処分の原因となった事実

地方裁判所から同社は罰金千四百万円、前代表取締役は懲役 年法律第三十四号)に違反するとして起訴され、平成十九年八月十日、 の判決を受け、 して法人税計約五千百七十七万円を脱税した。この行為は、法人税法 及び平成十七年七月期において、売上げの一部を除外して経費のみ計上するなど 有限会社住ま居る及び前代表取締役は、同社の業務に関し、平成十六年七月期 その刑がそれぞれ確定している。 一年(執行猶予三年) さいたま (昭和四十

このことは、 法第二十八条第一項第三号に該当する。

規定による処分をしたので、 埼玉県告示第三百七十八号 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。 次のとおり公告する。

以下

法

という。) 第二十八条第三項の

埼玉県知事 上 田 清

司

処分をした年月日

-成二十年三月十七日

処分を受けた者の商号、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番

号

1 商号

有限会社志儀建材

主たる営業所の所在地

口

埼玉県東松山市大字高坂千九百十六番地百九十三

代表者の氏名

志儀 保文

許可番号

埼玉県知事許可 般 <u>一</u> 五 第二〇二三九号

処分の内容

平成二十年四月一日から同月三日までの三日間 法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止 (建設業の営業の全部について

> 起訴され、平成十九年七月二十日、 を受け、その刑が確定している。 に関する法律 処分の原因となった事実 このことは、 有限会社志儀建材の代表取締役は、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃 (昭和四十五年法律第百三十七号)に違反する行為があったとして 法第二十八条第一項第三号に該当する

熊谷簡易裁判所から罰金四十万円の略式命令

埼玉県告示第三百七十九号

計画の変更を認可したので、次のとおり 号)第六十三条第一項の規定により、 告示する。 告示した和光都市計画下水道事業の事業 和四十六年埼玉県告示第二百七十四号で 都市計画法 (昭和四十三年法律第 昭 百

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 田 清 司

施行者の名称

和光市

\_ 都市計画事業の種類及び名称 和光都市計画下水道事業和光公共下

水道

事業施行期間

平成二十五年三月三十 昭和四十六年三月十二日 日まで Iから

1 汚水 四

変更に係る事業地

収用の部分 変更なし

(2) 変更なし 使用の部分

口 雨水

四

変更に係る事業地

(1)変更なし 収用の部分

(2)使用の部分

変更なし

埼玉県告示第三百八十号

り告示する。 号)第六十三条第一項の規定により、 業計画の変更を認可したので、 和四十八年埼玉県告示第千四百四十三号 で告示した志木都市計画下水道事業の事 都市計画法 (昭和四十三年法律第百 次のとお 眧

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 田 清 司

施行者の名称

志木市

都市計画事業の種類及び名称 志木都市計画下水道事業志木公共下

水道

事業施行期間

平成二十五年三月三十一日まで 昭和四十八年十一月二十四日から

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2)使用の部分 変更なし

(1)雨水

(2)使用の部分 収用の部分 変更なし

変更なし

埼玉県告示第三百八十一号

計画の変更を認可したので、 和六十一年埼玉県告示第四百十三号で告 号)第六十三条第一項の規定により、 告示する。 示した東松山都市計画下水道事業の事業 都市計画法 (昭和四十三年法律 次のとおり 昭

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 田 清 司

施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称

埼玉県告示第三百八十二号

都市計画法

(昭和四十三年法律第百

第六十三条第一項の規定により、

眧

東松山都市計画下水道事業吉見公共

平成二十五年三月三十一日まで 昭和六十一年三月二 一十一日から

変更に係る事業地 汚水

収用の部分

事業施行期間 で告示した蓮田都市計画下水道事業の事 和五十二年埼玉県告示第千六百八十五号 業計画の変更を認可したので、

平成二十年三月十八日

埼玉県知事

田

清

司

り告示する

変更なし

(2)使用の部分 変更なし

(1) 収用の部分

口

雨水

(2)使用の部分 変更なし

事業施行期間

び平成十五年埼玉県告示第二千四 成十四年埼玉県告示第五百六号及 県告示第四百四十八号、平成十二 八ッ島において事業地を加える 字赤城裏及び字赤城、大字大串字 字荒子字寺家谷、字流、字神明 百九十二号の事業地に、吉見町大 年埼玉県告示第七百十五号、 告示第五百七十号、平成十年埼玉 第八百八十九号、平成八年埼玉県 二百十九号、平成四年埼玉県告示 十三号、平成元年埼玉県告示第千 十三年埼玉県告示第三百四号、 昭和六十一年埼玉県告示第四百 平成 平 四

口 雨水 号、平成五年埼玉県告示第三百三 内において事業地を変更する の事業地のうち、 十六年埼玉県告示第千九百十七号 玉県告示第七百三十八号及び平成 示第三百七十二号、平成十五年埼 百六十三号、平成十二年埼玉県告 十五号、平成八年埼玉県告示第四 平成二年埼玉県告示第四百十一 九年埼玉県告示第五百二十七号、 告示第千七百五十九号、昭和五十 菖蒲町昭和沼地

(1) 収用の部分 変更なし

次のとお

(2) 百八十五号、 昭和五十二年埼玉県告示第千六 使用の部分 昭和五十五年埼玉県

1

合流区域

蓮田都市計画下水道事業菖蒲公共下 都市計画事業の種類及び名称

> 号、平成五年埼玉県告示第三百三 平成二年埼玉県告示第四百十一

示第三百七十二号、平成十五年埼 百六十三号、平成十二年埼玉県告 十五号、平成八年埼玉県告示第四 九年埼玉県告示第五百二十七号、 告示第千七百五十九号、昭和五十

施行者の名称

変更に係る事業地 平成二十五年三月三十 昭和五十二年十二月十三日 日まで

イ 汚水

収用の部分

内において事業地を変更する。 の事業地のうち、菖蒲町昭和沼 十六年埼玉県告示第千九百十七号 玉県告示第七百三十八号及び平成

(2) 昭和五十二年埼玉県告示第千六 使用の部分 変更なし

百八十五号、 昭和五十五年埼玉県

画の変更を認可したので、

次のとおり告

示する。

示した飯能都市計画下水道事業の事業計

平成二十年三月十八日 埼玉県知事 上

田

清 司

飯能市 施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称

水道 事業施行期間 飯能都市計画下水道事業飯能公共下

四 変更に係る事業地 昭和三十一年十二月二十二日から 平成二十三年三月三十一日まで

和四十九年埼玉県告示第二百九十号で告 昭

号)第六十三条第一項の規定により、

埼玉県告示第三百八十三号

都市計画法

(昭和四十三年法律

第

**-** 8 **-**

- (2)(1) 収用の部分 変更なし
- 分流汚水 変更なし 収用の部分 使用の部分 変更なし
- (1)分流雨水 収用の部分 変更なし

(2)

使用の部分

(2) 使用の部分 変更なし

### 変更なし

示する。

号)第六十三条第一項の規定により、平 埼玉県告示第三百八十四号 都市計画法 (昭和四十三年法律第百

変更を認可したので、 た越谷都市計画下水道事業の事業計画の 次のとおり告示す

成八年埼玉県告示第千八百十号で告示し

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業新川都市下

施行者の名称

越谷市

三 事業施行期間

平成八年十二月十日から

平成二十年三月十八日

埼玉県知事  $\mathbb{H}$ 清

三

神川町

施行者の名称

境保全公共下水道 都市計画事業の種類及び名称 児玉都市計画下水道事業神川特定環

事業施行期間

兀 平成二十八年三月三十 平成十三年十二月十四日から 変更に係る事業地 一日まで

1 汚水

(1)収用の部分 変更なし

(2)使用の部分

変更なし

平成二十五年三月三十一日まで

変更に係る事業地

兀

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第三百八十五号

画の変更を認可したので、次のとおり告 示した児玉都市計画下水道事業の事業計 成十三年埼玉県告示第千九百十四号で告 都市計画法 第六十三条第一項の規定により、 (昭和四十三年法律第百 平

司

平成二十一年三月三十一日まで

兀 イ 変更に係る事業地 合流区域

(1)収容の部分

(2)使用の部分

変更なし

変更なし

口 分流式汚水

収容の部分

(2) 使用の部分 変更なし

示第千七百八十一号、 四十八号、昭和四十七年埼玉県告 昭和四十五年埼玉県告示第二 昭和五十四 百

四丁目並びに戸田公園を加える。

南二丁目、新曽南三丁目、

川町三丁目、新曽南一丁目、

埼玉県告示第三百八十六号

和六十年埼玉県告示第千九百三十 年埼玉県告示第五百八十四号、

号、昭和六十三年埼玉県告示第五

計画の変更を認可したので、次のとおり 告示した戸田都市計画下水道事業の事業 和四十五年埼玉県告示第二百四十八号で 告示する。 号)第六十三条第一項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百 昭

> 平成八年埼玉県告示第三百二十九 年埼玉県告示第千二百二十七号、

四年埼玉県告示第十九号、

平成元

告示第千三百二十三号、昭和六十 百八十九号、昭和六十三年埼玉県

号、平成十三年埼玉県告示第三百

第千八百四十二号、平成十四年埼

七十六号、平成十三年埼玉県告示

平成二十年三月十八日 埼玉県知事 田 清

都市計画事業の種類及び名称 戸田市 施行者の名称 司

水道 事業施行期間 昭和四十五年三月十七日から 戸田都市計画下水道事業戸田公共下

字稲荷、

字柳原及び字小玉地内に

を加え、戸田市大字新曽字芦原

業地に、

戸田市大字新曽字稲荷木

十六年埼玉県告示第四百四号の事 玉県告示第千百六十一号及び平成

(1) 収容の部分

分流式雨水

おいて事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

字柳原、 千八百四十二号及び平成十六年埼 氷川町一丁目、氷川町二丁目、 前谷、字上原、字下原及び字南原、 戸田市大字新曽字芦原、 玉県告示第四百四号の事業地に、 十六号、平成十三年埼玉県告示第 平成十三年埼玉県告示第三百七 字小玉、字上前谷、 字稲荷、 字下

### 埼玉県告示第三百八十七号

の相手方を決定したので、次のとおり公 の適用を受ける調達について、随意契約 示する。 WTOに基づく政府調達に関する協定

平成二十年三月十八日

購入等件名及び数量 埼玉県知事 田 清 司

ん(セメント原料化)処分業務 契約に関する事務を担当する部局の 荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじ 」 川

名称及び所在地

辻8丁目27番20号 務・管理担当 埼玉県さいたま市南区 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所総

随意契約の相手方を決定した日 平成20年1月25日

代田区大手町1丁目5番1号 随意契約の相手方の氏名及び住所 三菱マテリアル株式会社 東京都千

契約金額 14,000円 (税抜き1トン当たりの単

契約の相手方を決定した手続

随意契約とした理由 随意契約

の調達手続の特例を定める政令第10条 地方公共団体の物品等又は特定役務

### 埼玉県告示第三百八十八号

決定したので、次のとおり公示する。 の適用を受ける調達について、落札者を WTOに基づく政府調達に関する協定 平成二十年三月十八日

埼玉県知事 田 清 司

ん収集運搬業務 購入等件名及び数量 荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじ

名称及び所在地 契約に関する事務を担当する部局の

辻8丁目27番20号 務・管理担当 埼玉県さいたま市南区 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所総

落札者を決定した日 平成20年2月5日

本町4丁目3番6号 落札者の氏名及び住所 首都圈産業株式会社 埼玉県川口市

落札金額 12,100円(税抜き1トン当たりの単

契約の相手方を決定した手続 指名競争人札

入札の公示を行った日 平成19年12月14日

## 埼玉県告示第三百八十九号

第1項第1号に該当

WTOに基づく政府調達に関する協定

埼玉県知事

上.

田

清

司

2 名称及び所在地

管理担当 埼玉県荒川右岸下水道事務所総務・ 埼玉県和光市新倉6丁目1

平成20年1月25日 落札者を決定した日

県秩父市大野原1800番地

落札金額

13,550円 (税抜き1トン当たりの単

央区明石町8番1号 落札者の氏名及び住所 太平洋セメント株式会社

囯 落札金額 13,550円 (税抜き1トン当たりの単

指名競争入札 契約の相手方を決定した手続

~ 平成19年12月14日 入札の公示を行った日

### 埼玉県告示第三百九十号

の適用を受ける調達について、落札者を 決定したので、次のとおり公示する。 WTOに基づく政府調達に関する協定 平成二十年三月十八日

決定したので、次のとおり公示する の適用を受ける調達について、落札者を 平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称及び所在地

埼玉県荒川右岸下水道事務所総務:

ント原料化) 処分業務その4 一式

売川右岸流域下水道ばいじん (セメ

購入等件名及び数量

契約に関する事務を担当する部局の

ント原料化) 処分業務その3 購入等件名及び数量 荒川右岸流域下水道ばいじん (セメ | "共

契約に関する事務を担当する部局の

番1号

管理担当

埼玉県和光市新倉6丁目1

落札者の氏名及び住所

平成20年1月25日 落札者を決定した日

秩父太平洋セメント株式会社

東京都中

契約の相手方を決定した手続 指名競争入札

~ 平成19年12月14日 入札の公示を行った日

## 埼玉県告示第三百九十一号

決定したので、次のとおり公示する。 の適用を受ける調達について、落札者を WTOに基づく政府調達に関する協定 平成二十年三月十八日

購入等件名及び数量 埼玉県知事 田 清 司

2 原料化) 処分業務その2 契約に関する事務を担当する部局の 中川流域下水道ばいじん(セメント 平成20年3月18日(火曜日) 聴聞の場所 平成二十年三月十八日

埼玉県告示第三百九十三号 次のとおり一般競争入札に付する。

担当 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番 埼玉県中川下水道事務所総務・管理

名称及び所在地

- 落札者を決定した日 平成20年1月25日
- 落札者の氏名及び住所 住友大阪セメント株式会社

千代田区六番町6番地28 落札金額

13,500円 (税抜き1トン当たりの単

- 契約の相手方を決定した手続 指名競争人札 入札の公示を行った日

平成19年12月14日

東京都

## 埼玉県告示第三百九十二号

分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。 宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号)第六十五条の規定による処

埼玉県知事 上 田 清

# 聴聞の日時及び被聴聞者

平	平	平	聴
午後二時三十分一成二十年三月二十五日	午後二時一	午後一時三十分	聞
時三十	時生月	時三十	の
分二十	月二十五日	分生	日
	日		時
代表取締役 関 学有限会社エスティエム	代表取締役 遠茂谷洋治ション	代表取締役 鳥海 薫ルーション 株式会社サンライズコーポ	被聴聞者の商号又は氏名
川口市金山町十三番十七号	目六番地六目六番地六	目八十九番地一目八十九番地一	務 所 の 所 在 地被聴聞者の住所又は主たる事

一〇三会議室

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館

司

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ ず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するこ 端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセント

### 競争人札参加資格

2

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること
- (2) 第4条第1項の国土交通大臣の許可を受けていること。 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロの事業について、同法
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出
- 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、 並びに問い合わせ先 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

〒360-0113 埼玉県熊谷市御正新田字向原1355番地 1 埼玉県立総合教育セ 平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 調達内容

購入等件名及び数量

埼玉県立総合教育センター江南支所生徒共同実習送迎用バスの賃貸借 」 叶

調達案件の仕様等

2

入札説明書及び仕様書による

履行期間

3

契約締結日から平成21年3月31日 (火) でま

履行場所

(4)

埼玉県熊谷市御正新田字向原1355番地1 埼玉県立総合教育センター江南支

(5) 人札方法

- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領 (平成19年3月27 物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること

日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること

イ 契約保証金

ンター江南支所総務担当 加藤 誠 電話048-236-1286) 1 引 新田書 1948-1948 - 1848

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 この公告の日から3月28日(金)まで上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県立総合教育センター江南支所第一会議室 平成20年 3 月25日(火) 前10時

その色

前10時

(<del>4</del>)

入札・開札の場所及び日時

埼玉県立総合教育センター江南支所第一会議室

- (1) 入札保証金及び
- 入札保証金及び契約保証金

人札保証金

- 入札者は、見積もった契約金額に、入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- 契約の相手方は、契約金額に、契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

8

7

特記事項

入札者に要求される事項

(2)

入札者は、入札書を入札日に直接提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

#

- 財務規則第97条の規定に該当する入札書 ::: ± :: 、 - = = -
- 契約書作成の要否

平成20年3月31日 (月)

#

(4)

5

落札者の決定方法

- 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 支払条件 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理したその日から30日以内に代金を 受注者に支払うものとする。
- 平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

# 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ

その関係図面は、平成二十年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成二十年三月十八日課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉 田 耕 三

練	路
馬	線
所沢	柳
線	名
同新	
市栗原三	供
二丁目二:	用
— 八 番 ○ — 番	開
地先まで	始
Š	の
	区
	間
平成二十年三月二八日	供用開始の期日
延長二二五・七〇メートル	備
	考

Ш

路

# 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、平成二十年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成二十年三月十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根

岸

功

道路の種類 県道

路 線 名 川越坂戸毛呂山

道路の区域

# 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十七号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ

その関係図面は、平成二十年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根 岸

功

越 坂 戸毛呂山線 線 名 味ヶ谷字番田三一一番一地先まで鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字椿山二六七番一地先から同市大字五 供 用 開 始 0) 区 間 平成二十年三月 供 二十八日午後四時 用 開 始 0) 期 日 延長一八八・〇〇メートル 住宅市街地基盤 備 (道路)整備事業による。 考

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十八 の開発行為に関する工事が完了したの

号 都市計画法 第三十六条第三項の規定により、 (昭和四十三年法律第百 次

公告する。

平成二十年三月十八日 埼玉県飯能県土整備事務所長

許可番号

指令飯整第一九〇〇一一〇号 平成十九年七月二十日

根

岸

功 検査済証番号

平成二十年三月十三日 飯整第一九〇〇六七号

開発区域に含まれる地域の名称

区域を次のように変更する

課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、

四 番 開発許可を受けた者の住所及び氏名 狭山市富士見一丁目二八番三 人間郡越生町大字上野字小原六九四 四 <u>Б</u>, 一六、一七、一八、一 号

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十九

都市計画法

(昭和四十三年法律第

で、

平成二十年三月十八日 埼玉県飯能県土整備事務所長

岸 功

検査済証番号

許可番号

指令飯整第一九〇〇二四〇号

開発区域に含まれる地域の名称

公告する。

の開発行為に関する工事が完了したの

第三十六条第三項の規定により

次 百

平成十九年九月二十一日

検査済証番号

三

開発区域に含まれる地域の名称

飯整第一九〇〇七〇号 平成二十年三月十二日

平成二十年三月十一日 飯整第一九〇〇六六号

人間郡毛呂山町大字長瀬字鶴舞五一

入間郡毛呂山町大字長瀬字鶴泊二

匹 ○番 開発許可を受けた者の住所及び氏名 <u>ー</u>の 部

番三、五一二番四

開発許可を受けた者の住所及び氏名 入間郡毛呂山町大字長瀬五一一番地

髙橋

雅幸

兀

平野

哲也

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十

代表取締役

金子

幸子

有限会社

エルティ

の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 第三十六条第三 (昭和四十三年法律第百 二項の規定により、 次 で、

号

平成二十年三月十八日 公告する。 埼玉県飯能県土整備事務所長

岸 功

平成二十年二月六日

第一九〇〇三二二号

許可番号

平成十八年九月四日

指令飯整第一八〇〇三一〇号

許可番号

検査済証番号

平成二十年三月十一

Н

第一九〇一七七号

|一五、四八二|一六、四八五 比企郡鳩山町大字大豆戸字浄光四八 開発区域に含まれる地域の名称

兀

 $\equiv$ 

鶴ヶ島市大字上広谷四七二―八 開発許可を受けた者の住所及び氏名

儿

由剛

有限会社はちまん

取締役

富澤

入間郡毛呂山町大字長瀬二一〇番地

十一号

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四

号)第三十六条第三項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第 次 百

で、

の開発行為に関する工事が完了したの 公告する。

平成二十年三月十八日 埼玉県東松山県土整備事務所長

谷  $\Box$ 建

検査済証番号

平成二十年三月十一 第一九〇一六三号 日

開発許可を受けた者の住所及び氏名 比企郡鳩山町大字小用二一八番地 正夫

平成二十年三月十八日

道路の

道路の種類 一般国道

路 道路の区域 線 名 百四十号

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四

の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 第三十六条第三項の規定により、 公告する。 (昭和四十三年法律第百 次

平成二十年三月十八日 埼玉県東松山県土整備事務所長  $\Box$ 建

許可番号 H

平成二十年一月二十 第一九〇一三五〇号

七番一 開発区域に含まれる地域の名称 比企郡鳩山町大字小用字堀ノ内ニニ

埼玉県秩父県土整備事務所長 須 加 和 隆

0 ц	(八唯口		<b>万</b> 、 →以	<del>4190</del>	2 7
f III	旧新別	課及び埼玉 道路法 ( を次の ( を次の ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	埼玉県行田県- 一号)第三十六名 都市計画法 の開発行為に	新旧	旧新別
一六六番一地先まで   越谷市大間野町三丁目一六七番地先から同市大間野町三丁目	区	課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。その関係図面は、平成二十年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境区域を次のように変更する。  道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号	で、公告する。 で、公告する。 で、公告する。 で、公告する。 で、公告する。 で、公告する。 で、公告する。 で、公告する。	一〇六一番一地先まで	区
	間	一般の縦覧に供する。1から三十日間埼玉県県土整部の名の一番の規定に基準がの一項の規定に基準の規定に基準の規定に基準の対象を表現の規定に基準を表現の対象を表現の対象を表現の対象を表現の対象を表現の対象を表現の	→		間
一四·四·五· 一一· 一···························	(メートル) 幅	- 備部道路環境   二   二   二	- T	一 ・八 ・八 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(メートル) 朝地の幅
七五・〇〇	) (メートル)	一 道路の区域 一路 線 名 越谷鳩ヶ谷線道路の種類 県道 場道 場道		三八	) (メートル) 長
地方特定道路(	備	谷			備
地方特定道路(交通安全)整備工事	考	線埼玉県越谷県土整備事務所長(内)村	小林 一夫 小林 潤一 小林 潤一 小林 潤一 一ル一〇二 一ル一〇二	自転車歩行者道整備工事による拡幅	考
	与	寛			与

### 四 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十 の開発行為に関する工事が完了したの 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十 都市計画法 都市計画法 砂畑一四七二―一の一部 北葛飾郡栗橋町大字伊坂一四六七 土地区画整理事業一 部 仮換地 第三十六条第三項の規定により、 開発許可を受けた者の住所及び氏名 開発区域に含まれる地域の名称 平成二十年三月十二日 検査済証番号 平成十九年十月十八日 平成二十年三月十八日 従前地 北葛飾郡栗橋町大字伊坂字 杉整第一八七五—一号 指令杉整第一九〇一三五〇号 許可番号 公告する。 埼玉県杉戸県土整備事務所長 幸手都市計画事業栗橋駅西 (昭和四十三年法律第百 昭 発行日 和四 毎 火曜日・金曜日 四○街区一画地の 1十三年 週 本 法律第 恵 樹 購読料金 次 号 三 兀 で、 の開発行為に関する工事が完了したの 年 便 <u>Ŧ</u>i. 兀 第三十六条第三項の規定により、 棚橋 開発区域に含まれる地域の名称 公告する。 料 開発許可を受けた者の住所及び氏名 杉整第一八八〇—一号 平成二十年三月十二日 検査済証番号 平成二十年二月七日 許可番号 平成二十年三月十八日 南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲二六八 南埼玉郡菖蒲町大字新堀字八東五二 指令杉整第一九〇一三七一 万三 埼玉県杉戸県土整備事務所長 金 を 千 含 兀 百 円 発行者 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八-本 号 恵 樹 四 次 月七日第千九百五十九号) ページ 埼玉県教委告示第十号 <del>-</del> (代表) $\equiv$ 段 http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 埼玉県報ホー 行 /BA 00/kenpouhome/fr\_top.htm Ŧi. 誤 正 屋久島おおぞら 屋久島あおぞら (平成二十年三 中訂正 ムページアドレス 印刷所 さいたま市南区別所三― 関 ○四八 東 一八六二一二九○ 図 書

株 式

会 社